

定款 新旧対照表（案）

〈太字下線部分は変更点〉

変更（案）	現 行
（略） （権 限） 第 1 3 条 総会は、次の事項について決議する。 （１）～（３）（略） （４）貸借対照表及び損益計算書（<u>活動計 計算書</u>）の承認 第 1 4 条 １～４（略） <u>５ 本会は総会の招集に際し、総会参考書類 等の内容である情報について、電子提供措 置をとる。</u> （報酬等及び費用） 第 2 6 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、<u>次の者</u>に対しては、総会において別に定め る報酬等の支給基準に従って算定した額を 支給することができる。 <u>（１）常勤理事</u> <u>（２）外部理事</u> <u>（３）外部監事</u> ２（略） （開催及び招集） 第 3 2 条 １～３（略） ４ 理事会を招集するときは、会議の日時、 場所及び目的である事項について、開催日 の１週間前までに各理事及び各監事に通知 しなければならない。 （事業計画及び収支予算） 第 4 1 条 本会の事業計画書、収支予算書<u>その他法 令で定める</u>書類については、毎事業年度開 始の日の前日までに、会長が作成し、理事 会の承認を受けなければならない。これを 変更する場合も同様とする。 ２（略） （事業報告及び決算） 第 4 2 条 本会の事業報告及び決算については、毎 事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で理事会の承認を受 けなければならない。 （１）～（３）（略） （４）損益計算書（<u>活動計算書</u>） （５）貸借対照表及び損益計算書（<u>活動計 算書</u>）の附属明細書 （６）（略）	（略） （権 限） 第 1 3 条 総会は、次の事項について決議する。 （１）～（３）（略） （４）貸借対照表及び損益計算書（<u>正味財 産増減計算書</u>）の承認 第 1 4 条 １～４（略） <u>（新設）</u> （報酬等及び費用） 第 2 6 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、<u>常勤の理事</u>に対しては、総会において別に 定める報酬等の支給基準に従って算定した 額を支給することができる。 ２（略） （開催及び招集） 第 3 2 条 １～３（略） ４ 理事会を招集するときは、会議の日時、 場所及び目的である事項を記載した書面を もって、開催日の１週間前までに各理事及 び各監事に通知しなければならない。 （事業計画及び収支予算） 第 4 1 条 本会の事業計画書、収支予算書、<u>資金調 達及び設備投資の見込みを記載した書類</u>に ついては、毎事業年度開始の日の前日まで に、会長が作成し、理事会の承認を受けな なければならない。これを変更する場合も同 様とする。 ２（略） （事業報告及び決算） 第 4 2 条 本会の事業報告及び決算については、毎 事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で理事会の承認を受 けなければならない。 （１）～（３）（略） （４）損益計算書（<u>正味財産増減計算書</u>） （５）貸借対照表及び損益計算書（<u>正味財 産増減計算書</u>）の附属明細書 （６）（略）

変更（案）	現 行
2～3（略） 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 （1）～（3）（略） （4）運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類<u>その他法令で定める書類</u> <u>（情報公開等）</u> <u>第43条 本会は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。</u> （公益認定の取消し等に伴う贈与） 第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第<u>20</u>号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 （残余財産の帰属） 第47条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第<u>20</u>号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	2～3（略） 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 （1）～（3）（略） （4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 <u>（公益目的取得財産残額の算定）</u> <u>第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。</u> （公益認定の取消し等に伴う贈与） 第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第<u>17</u>号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 （残余財産の帰属） 第47条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第<u>17</u>号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
附 則 <u>1 この定款の改正は、令和7年5月22日から施行する。</u>	附 則 <u>（新設）</u>